

本

山

町

景

観

計

画

景観に配慮した防護柵及び電柱等の整備ガイドライン

平成27年9月
高知県長岡郡本山町

● 目 次 ●

1 目的と役割 1

(1)はじめに 1

(2)本山町の景観 2

(3)目的と役割 2

2 基本的事項 4

(1)対象施設 4

(2)対象者 5

3 整備方針 6

(1)防護柵 6

(2)電柱等 7

4 整備指針 8

(1)防護柵 8

(2)電柱等 8

5 運用方針 9

(1)色彩基準 9

(2)規制区域 10

(3)その他 11

1 目的と役割

(1) はじめに

良好な景観は、私たちの暮らしに彩を添え、心の安らぎをもたらす、訪れる人びととの交流を育んでいます。本山町の良好な景観は、本町の長い歴史が育んできた身近な景観であり、昔の人びとの暮らしが今の本山町の景観をつくりあげてきました。

現在に生きる私たちが享受しているこの景観を、より良好なものとして未来の人々に受け渡していくために、平成23年10月に「日本で最も美しい村」連合に加盟し、平成24年4月には景観行政団体に移行、平成26年3月に本山町景観計画を策定し、平成26年10月に施行しています。



(2) 本山町の景観

本山町の景観は、①町域の90%を超える森林、②森林が育む吉野川水系の河川景観、③“天空の郷”を象徴する南岸の棚田群、④これらに重なる近現代の営み等、自然的、歴史的、社会的要素の錯綜する多様性が特色です。本山町の景観計画では、本町全域に展開する吉野川流域中山間地の典型的景観を、全国的視野から見た景観面の特性として価値付けています。

本町独自の取り組みと関係機関・団体の取り組みが補完しあって、豊かで美しく暮らしやすい地域環境の形成に努め、本山町景観計画をさらに充実させ、地域の景観を育て、活力あふれた、潤いのあるまちづくりをめざしています。

(3) 目的と役割

本山町景観計画の策定により、景観計画区域内の一定規模の建築物や工作物の新設において、手続き行為や一定の基準による規制により、景観の保全と良好な景観形成が少しずつ行われています。良好な景観を形成していくうえでは、都市計画による制約に加えて、建築物の意匠的条件等を目標として景観形成に合致させることが求められますが、近年、人口の減少、高齢化などの社会構造の変化と、多様な価値観が尊重されるなかで、本町独自の歴史的風土に周囲の景観になじまない建築物や工作物等が散見される状況になっています。

そこで、本山町景観計画の基本理念と基本方針に沿った良好な景観を形成していくためには、本山町の魅力ある景観を町民共有の財産として認識し、良好な景観を保全・活用し、町民一人ひとりが誇りと自信を持ち、未来へ引き継いでいく具体的な方法や整備方法などを記載したガイドラインの作成が必要です。

とりわけ、ガードレールやガードパイプなどの防護柵や、電源供給又は有線電気通信の為に電線路等の支持物（電柱、支柱、支線など）などの公共施設は、景観を構成する様々な要素のひとつであり、眺められる対象物ともなり、他の施設と同様に景観形成上重要な工作物であります。また、ガードレールやガードパイプなどの防護柵や、電源供給又は有線電気通信の為に電線路等の支持物などは、通年にわたり新設や更新がなされている状況から、全体的なガイドラインの作成に先立ち、防護柵及び電柱等のガイドラインを先行して策定することとしました。

先行して防護柵及び電柱等の景観整備を進めていく中で、良好な景観形成に寄与し、先導的な景観形成の役割を発揮して、全町的な景観形成につなげていきたいと考えています。

2 基本的事項

本ガイドラインは、公共事業等による良好な景観の保全・創出を図るための目指すべき方針や整備指針等を定めることにより、景観に配慮した良質な公共施設整備を促進し、本山町の美しい景観の創出に寄与することを目的とする。

(1) 対象施設

本山町内における下記の施設整備を対象にする。

- ①ガードレール及びガードパイプなどの防護柵
(以下、「防護柵」という。)
- ②電源供給又は有線電気通信の為の電線路等の支持物
(電柱、支柱、支線など)(以下、「電柱等」という。)

※法令等の定めにより、本ガイドラインに基づく景観上の配慮が講じられない場合や、災害等の復旧の為に必要な応急措置として行う事業には、本ガイドラインの適用を除外することができる。なお、上記の場合においても、できる限り景観に配慮して事業を実施するよう努めるものとする。

(2)対象者

- 国、県、町
- 電力事業者や通信事業者等の事業者
- 上記の者の事業を設計する設計者及び工事等を施工する施行者など
- その他、対象施設を設置しようとする町民及び事業者



(1) 防護柵

防護柵の形状・色彩は必ずしも周辺景観と調和していない現状に鑑み、周辺の景観と道路とを調和させることに努めるとともに、景観への妨げを減らすことについて下記の配慮を行います。

- 転落の防止、立入りの防止、注意の喚起、手摺の兼用など、それぞれの場所に必要とされている機能を整理したうえで、防護柵の設置を必要としない構造の検討や景観に優れた代替え物の設置を検討し、過剰な設置を避けるように努めます。
- 道路空間内の道路景観を構成する要素として、他の構造物と同時に眺められることから、設置においては相互のデザイン（形状・色彩）の関連性、統一性や連続性を持たせ、調和を図り景観全体としての向上するように努めます。
- 防護柵等を設置する場合は、防護柵自体が風景の一部として違和感なく存在し得るような形状とするとともに、良好な景観形成に配慮した適切な素材、色彩を採用する。

(2) 電柱等

電柱等は、社会生活を営む上で欠くことのできないライフラインであるが、景観形成において電柱等の及ぼす影響は極めて大きいことから。周辺の景観と調和させることに努めるとともに、景観への妨げとならないように以下の配慮を行います。

- 電柱等の建込位置については、周辺景観に影響を及ぼすことのないよう、建込位置の工夫や電柱の配線ルートについて、関係機関と連携して努めるものとする。
- 同一区間に管理者の異なる電柱等が複数又は複雑に立ち並び景観を阻害しないよう、管理上許される限り電柱の共有化により電柱数の削減に努めるものとする。
- 周辺景観、眺望性、建込位置等を考慮し、周辺の環境に調和した色彩とする。
- 電柱等に共架されている広告物は、許可されていても景観を阻害する大きな要因の一つとなっている為、広告主の理解協力のもと削減に努める。

(1) 防護柵

- 防護柵の設置においては、代替策も含め防護柵の必要性を十分に検討する。
- 周辺景観に融和し、風景の一部として違和感なく存在し得るような形状・色彩の工夫を行う。
- 近接する他の道路付属物等との景観的調和を図る。
- 構造的、機能的に必要な最小限の部材で構成されたシンプルな形状とする。
- 眺望に配慮する箇所においては、ガードパイプなどの透過性の高い形状の防護柵を設置する。
- 歩行者の間近に存在する場合は、人との親和性に配慮したデザイン、材質とする。

(2) 電柱等

- 電柱等の設置においては、建込位置や電線の配線ルート計画について、関係機関と連携して周辺景観に影響を及ぼさないよう努める。
- できる限り共架、添架により、整理統合に努める。
- 沿道景観、眺望性、建込位置等を考慮し、周辺の景観に調和した色彩とする。

(1) 色彩基準

景観計画区域における行為の制限の中で、景観の保全における色彩の基準は「マンセル値（彩度）10未満とする。周辺の景観と調和するものであること。」としています。これは建築物等の多岐の行為に対する一律の基準として定めたものであり、工作物、その中でも設置数が多く景観への影響が懸念される防護柵や電柱等については、色彩（マンセル値（彩度））を下記のとおり統一して運用します。

- ① 防護柵 10YR2.0/1.0程度
- ② 電柱等 5GY3/1程度

(2) 規制区域

本山町景観計画では5つの景観計画区域を指定していますが、広範囲に対応することが困難な事例もあることから、現段階においては上記の色彩基準の規制区域を下記のとおり運用します。

- ① 防護柵 町内全域

② 電柱等

- 汗見川流域: 汗見川の両岸から100mの範囲
- 檜ノ川流域: 大石・吉延地区の棚田が連担する範囲のうち
大石: 町道・農道・林道からの眺望に支障となる範囲
吉延: 県道・町道・農道からの眺望に支障となる範囲
- 吉野川流域: 国道439号の路肩から50mの範囲

※直接視覚から隠れる部分については除外する。

(3) その他

今後の許可制度の運用については、住民意識の高揚とともに、当該色彩基準や規制区域を段階的に充実・追加していきます。



本山町景観計画

景観に配慮した防護柵及び電柱等の整備ガイドライン

平成27年9月 高知県本山町

【問い合わせ先】

本山町建設課

〒781-3692 高知県長岡郡本山町本山504番地

TEL：(0887) 76-3917

FAX：(0887) 76-2943